

2024年度

公津の杜中学校
いじめ防止基本方針



成田市立公津の杜中学校

目 次

I	定義	1
II	基本理念	2
III	学校及び教職員の責務	2
IV	いじめ防止等の対策のための施策	3
	1 いじめ防止等の対策のための組織	
	2 いじめの未然防止	
	3 いじめの早期発見	
V	いじめを認知したときの対応	6
	1 報告連絡体制	
	2 事実確認と報告	
	3 いじめ被害者及び保護者への対応	
	4 いじめ加害者及び保護者への対応	
	5 傍観者への指導	
VI	重大事態への対処	7
	1 重大事態の基準	
	2 発生の調査報告	
	3 調査結果を踏まえた必要な処置	
VII	学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価	10
	1 公表	
	2 学校評価	
	3 基本方針の見直し	

Ⅰ 定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめられた生徒の立場」に立つて行う。

「いじめ」とは、「生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(注1) 「いじめられた生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人的関係にある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

(注3) 「心理的又は物理的影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

(注4) 外見的には「けんか」のように見えることでも、その背景などを含め、よく状況を確認する。

※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、**「たった1度であっても、いじめであることに変わらない」**「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童等の心情を重視して取り組む。

※ いじめは、被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、**「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させる。**

※ いじめは、生徒同士だけの問題ではなく、教職員の生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、**「教職員の言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。**

※ **「いじめには、様々な態様が挙げられる。」**単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた生徒の立場に立つて対応する。

※ **「当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」**について、**「生徒が心身の苦痛を感じていない」と述べる場合であっても、いじめを疑って対処する。**

【例】 [冷やかしの、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視]、[パソコンや携帯電話等での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く(ひどく)ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする] 等

II 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策では、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止等に向けた対策を講じる。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒等の理解を深める。
- (2) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (3) 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服する。

III 学校及び教職員の責務

1 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

IV いじめ防止等の対策のための施策

1 いじめ防止等の対策のための組織

(1)名称 「いじめ防止対策委員会」

(2)役割

ア 公津の杜中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ 学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う。

ウ いじめの疑いに係る情報があった時には、校長の指導の下緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

エ 「重大事態の調査」の母体組織となる。

(3)組織の構成

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、各学年生徒指導担当、学級担任及び関係職員、養護教諭、スクールカウンセラー、

(4)活動内容

日常の生徒指導に関する情報交換を行い、その対応について検討し組織的な早期対応につなげる活動を行う。また、「公津の杜中学校いじめ防止基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を行う。

(5)開催回数及び開催日

週一回、毎週火曜日4校時の生徒指導部会の中で開催する。

2 いじめの未然防止(最重点項目)

(1)未然防止に資する取組

ア 道徳教育の充実

生徒等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実について道徳教育推進教師を要として意図的、計画的に推進する。

イ 体験活動の充実

各教科等の年間指導計画をP D C Aサイクルで毎年見直すなどして体験活動の充実を図る。

(2)いじめ防止等の啓発活動

生徒等及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、学校ホームページ、学校便り、学級便り、生徒集会、生徒会活動、授業参観、保護者会等を活用して啓発活動を行う。

(3)生徒の居場所や絆づくりを重視した学校づくりの推進

生徒の居場所や絆づくりを重視した学校づくりを進めていくことにより、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるように学年経営、学級経営、部活動経営が行われるようにする。

生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自ら作り出すと同時に、自己肯定感を高めていくことが、いじめの未然防止の第一歩と考える。

(4)生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開

「共感的人間関係」を基盤として、生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与え、学習目標を把握させ、学習方法がわかり、自ら取り組めて、達成感や成功の喜びが得られる授業を日頃から展開できるように全職員が努力する。

(5)生徒による自治的活動の推進

ア 生徒会活動、学年評議会の活性化

イ リーダーシップ、フォロワーシップの育成

3 いじめの早期発見

(1)相談体制と相談窓口

生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにスクールカウンセラーによる相談、相談箱の設置、養護教諭による相談、学級担任との教育相談を実施する。また、1年生においては生徒全員にスクールカウンセラーによるカウンセリングを1学期の早い段階で実施し、カウンセラーと生徒の関係を早期に確立させ、その後の相談がしやすい環境を整備する。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。また、校内の職員からの情報共有を密にし、報告連絡相談確認体制を整える。いじめ調査アンケートや日常の中でも、いじめを受けた場合は抱え込まずに相談をすること、いじめを目撃した場合は通報することを指導する。

ア 年8回、いじめ調査アンケート（VOICE）を実施する。

（前期：4月、6月 7月、9月、後期：10月、11月、1月、2月）

イ 年3回、定期教育相談期間を設けて学級担任等との相談を実施する。

（5月、11月、1月）

ウ 日常生活の中でも毎日の「やりとり帳」でのやりとりや、チャンス相談や呼び出し相談を行い、生徒から相談をしやすい関係・環境をつくる。

学校における相談窓口は、教頭、養護教諭、生徒指導主事、学級担任、学年職員、部活動顧問等、すべての教職員が対応する。また、ハートすっきりポスト（相談箱）を保健室前に設置して、情報を収集に努める。

《学校以外の相談窓口》

- *24時間子供SOSダイヤル(全国共通) 0120-0-78310
- *千葉県子どもと親のサポートセンター(月～金8:30～17:15)
(いじめ相談については、24時間・休日も受付) 0120-415-446
- *子どもの人権110番(全国共通)(千葉法務局内 月～金8:30～17:15)
0120-007-110
- *ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター 月～金9:00～17:00)
0120-783-497
- *千葉いのちの電話(24時間) 043-227-3900
- *チャイルドライン千葉(月～土16:00～21:00) 0120-99-7777
- *ライトハウスちば(千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日 10:00～17:00)
043-420-8066
- *よりそいホットライン 24時間 0120-279-338
- *こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556
- *Eメール相談(来所相談は要予約) saposoudan@chiba-c.ed.jp
- *千葉県警察北総地区少年センター(成田市) 0476-23-1891
- *成田警察署生活安全課 0476-27-0110
- *成田市教育センター 0476-20-2922
- *LINE 相談 「SNS相談@ちば」で検索

(2)教職員の資質向上

日常の生徒の教室での過ごし方や授業の様子を観察して、生徒の些細な変化に気づくことができる早期認知能力や人権意識を向上させる。そのために、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施やその他のいじめの防止等の対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。また、日頃起きている生徒指導の対応について組織的に検討して対応を行うと共に、実践を通して研修する。生徒指導情報を全職員に周知して生徒指導力向上につなげる。

守秘義務の定義を「校外に情報を流出しない」とし、教育相談等で得た生徒の情報は学年、部活動、学校内で共有し、生徒のよりよい成長のために扱う。

(3)インターネット等を通して行われるいじめ対策

インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒及び保護者に対して必要な啓発活動や指導を行う。

ア いじめ防止に向けた道徳の授業の実施により生徒等の豊かな情操と道徳心を培う。

イ 民間人による情報モラル教育を全校生徒、保護者対象に実施する。

ウ 生徒の目線に近いインターネットのトラブルや、いじめになりうる可能性があることに対し、生徒会や生徒指導主事が企画する集会を実施する。

(4)生徒の情報を広く共有できる教職員の信頼関係づくり

生徒の変化に気づいたらその情報を確実に共有し、早期対応ができるよう教職員の信頼関係を構築する。得られた情報等を集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応について知恵を出し合い、協議して対応する。

(5)保護者、地域との信頼関係づくり

家庭での生徒の変化、気になる様子を把握できるように、日頃から保護者との信頼関係づくりにつとめる。そして、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制作りを進め、地域の方から生徒の様子等の情報が入りやすい環境をつくる。

V いじめを認知したときの対応

1 報告連絡体制

いじめ認知者⇔学級担任⇔学年主任・学年生徒指導担当⇔生徒指導主事
⇔管理職（教頭⇔校長）⇔いじめ防止対策委員会⇔教育委員会

2 事実確認と報告

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめ防止対策委員会に報告し対処する。そしてその結果をとりまとめ、教育委員会に報告する。

3 いじめ被害者及び保護者への対応

事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめ被害者及びその保護者にその事実と加害者への指導内容を伝える。また、指導後の対応として心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及び助言を組織的かつ継続的に行う。

4 いじめ加害者及び保護者への対応

いじめがあったことが確認された場合には、いじめをすぐにやめさせ、またその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協

力を得つつ、いじめを行った生徒に対する指導やその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行う。

(1) 別室での個別指導

必要があると認めるときは、いじめを行った生徒にいじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。

(2) 情報の共有

教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するとともにその他の必要な措置を講ずる。

5 傍観者への指導

(1) いじめの禁止「やめる勇気」

他者に対しては思いやりの心を持ち、絶対にいじめをしたり、加担したりしない。

(2) いじめの防止「止める勇気」

いじめを傍観することは、いじめに加担していると同じである意識を持つ。

(3) 周囲への相談「話す勇気」

いじめを見たら、学校の先生、保護者や周囲の大人等に積極的に相談する。

(4) お互いの個性を認め合う「認める勇気」

自分と違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を素直に受け止める。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の基準

以下に示す事態を重大事態と判断する。

(1) 生徒の生命に危険があると判断されるとき

「死」を予告する言動があった場合や、生命を絶とうとする行動や、兆候が見られた場合は重大事態と判断する。

(2) 心身又は財産に重大な被害が生じたとき、又はその疑いがあると判断されるとき

生徒がいじめにより心身に重大な被害を受けているときや、金銭の請求を強要されたり持ち物等の破損や紛失が繰り返されたりするときは重大事態と判断する。また、その疑いがある場合も重大事態と判断して対応を行う。

(3)いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき、又はその疑いがあると判断されるとき

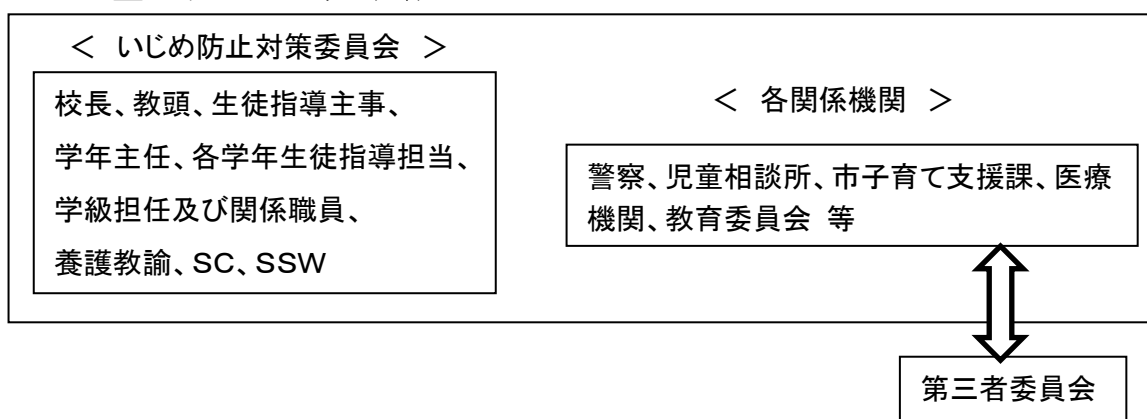
生徒の不登校のきっかけが「いじめ」である、又は「いじめ」の可能性がある場合は重大事態と判断する。

2 発生の調査報告

(1)調査組織の招集

重大事態と思われる案件が発生した場合には校内においては「いじめ防止対策委員会」の会議を実施し、重大事態と認知した場合には速やかに内容を教育委員会に報告する。その事態に対処し、また当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態への対処組織を設ける。組織は「いじめ防止対策委員会」の構成員、各関係機関（警察、児童相談所、市子育て支援課、医療機関、教育委員会等）を加える。

《 重大事態への対処組織 》



(2)事実を明確にするための調査と報告

質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。調査結果は直ちに教育委員会へ報告する。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的な支援を行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍生徒に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

(3) 自殺の背景調査における留意事項

いじめが自殺の原因として疑われる場合の背景調査については、法第二十八条第一項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童等の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ア 背景調査に当たり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査等を含む詳しい調査の実施を提案する。

ウ 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておく。

エ 調査については、適任と思われる者を選出し、調査員として充てることができる。

オ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、関係機関との連携も図ること。それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、客観的・総合的に分析評価を行う。

カ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが肝要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、臨床心理士等の専門的知識を有する者の援助を求めることが必要である。

キ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会から、情報の提供について必要な指導及び支援をうける。

ク 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、断片的な情報で誤解を与えることがないように留意する。

なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の対応には特別の注意を必要とする。

(4) 保護者等への情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

3 調査結果を踏まえた必要な処置

(1)関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携してこれに対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

(2)再発防止

再発防止に向けては加害者に対しては指導後も継続的な助言・指導を継続的に行うことが必要である。その際、その保護者とも連携をとり、その生徒の成長につながる指導ができるように配慮する。

(3)懲戒

校長及び教職員は、生徒がいじめを行っていて、且つ教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加える。ただし、体罰を加えることはできない。

VII 学校いじめ防止基本方針の公表・

点検・評価

1 公表

この基本方針においては学校ホームページ、学校便り、学級だより、集会、授業参観、保護者会等を活用して公表する。

2 学校評価

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われ、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行う。

なお、学校のいじめの防止等のための対策を取り扱う際に、いじめの事実が隠蔽されることはあってはならない。

3 基本方針の見直し

「公津の杜中学校いじめ防止基本方針」の策定やその見直しは、「いじめ防止対策委員会」で行う。学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を行う。また、学校評価アンケートや教職員のアンケートを参考にして見直しを行う。

また、「学校基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を行う。

平成26年2月28日	策定
平成27年4月 3日	改訂
平成27年4月 6日	改訂
平成28年4月 6日	改訂
平成29年4月 3日	改正
平成29年5月 8日	改訂
平成30年4月 5日	改定
平成31年4月 5日	改訂
令和 2年6月22日	改定
令和 4年4月 5日	改訂
令和 5年4月 5日	改訂